

金融再生法債権額開示及び保全状況

金融再生法に基づき開示すべき債権であり、貸出金の他債務保証見返り、未収利息及び与信関係の仮払金を含んだ債権です。

金融再生法開示債権

(単位: 百万円)

| | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-------------------|--------|--------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 404 | 308 |
| 危険債権 | 2,247 | 2,404 |
| 要管理債権 | 64 | 59 |
| 正常債権 | 32,241 | 32,794 |
| 合 計 | 34,956 | 35,567 |

- (注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていませんが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、リスク管理債権の「3か月以上延滞債権額」および「貸出条件緩和債権額」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

金融再生法開示債権保全状況

(単位: 百万円)

| | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-------------------------------------|--------|--------|
| 金融再生法上の不良債権(A) | 2,715 | 2,773 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 404 | 308 |
| 危険債権 | 2,247 | 2,404 |
| 要管理債権 | 64 | 59 |
| 保全額(B) | 2,569 | 2,568 |
| 貸倒引当金(C) | 835 | 821 |
| 担保・保証等(D) | 1,734 | 1,746 |
| 保全率(B)/(A)(%) | 94.62 | 92.62 |
| 担保・保証等控除後債権に対する引当率(C)/((A)-(D)) (%) | 85.14 | 80.08 |

(注)「貸倒引当金」(C)は、個別貸倒引当金および要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。



金融円滑化に関する当金庫の対応

地域金融円滑化のための基本方針

新発田信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命であります。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- ① 理事会等において本基本方針、金融円滑化方針および

金融円滑化管理規程の制定、金融円滑化管理責任者の選任等を決議しております。

- ② お客さまの経営に関するご相談に対し、これまでの融資窓口等に加えて、融資専担部署である融資マネージャーがきめ細やかな相談業務をいたします。

- ③ お客さまからの貸付条件の変更等の申し出に対応するため、全営業店の融資窓口において「ご返済相談窓口」を新たに開設し、事前予約により午後3時以降も対応いたします。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

平成23年3月末現在における金融円滑化に係る取組状況(平成21年12月4日～平成23年3月末)

(1) 中小企業・個人事業主の皆様への取組み

| 貸付条件の変更等の申込を受けた件数及び金額 | 件数 | 金額 |
|-----------------------|------|-----------|
| うち実行した件数及び金額 | 110件 | 2,412 百万円 |
| うち審査中の件数及び金額 | 2件 | 81 百万円 |
| うち謝絶・取下げのあった件数及び金額 | 15件 | 260 百万円 |

(2) 住宅ローンをご利用の皆様への取組み

| 貸付条件の変更等の申込を受けた件数及び金額 | 件数 | 金額 |
|-----------------------|----|--------|
| うち実行した件数及び金額 | 7件 | 69 百万円 |
| うち審査中の件数及び金額 | 1件 | 8 百万円 |
| うち謝絶・取下げのあった件数及び金額 | 4件 | 40 百万円 |

「ご返済相談窓口」のご案内

当金庫では、融資取引をいただいている事業者、ならびに住宅ローンをお借入れいただいているお客様の返済に関する「ご返済相談窓口」を下記店舗に設置しております。お気軽にご相談下さいませようお願い申し上げます。

受付時間 午前9:00～午後3:00

※本店営業部、豊栄支店では事前の電話予約により午後5:00まで受付しております。

- 「ご返済相談窓口」の設置店舗・電話番号
- | | | | |
|-------|-------------------|-------|-------------------|
| 本店営業部 | TEL.(0254)24-5101 | 加治支店 | TEL.(0254)21-1111 |
| 紫雲寺支店 | TEL.(0254)41-2221 | 豊栄支店 | TEL.(025)387-2311 |
| 緑町支店 | TEL.(0254)23-6361 | 山ノ下支店 | TEL.(025)273-7121 |
| 西支店 | TEL.(0254)24-7711 | 豊栄北支店 | TEL.(025)388-7111 |